

江東区新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案) 概要

令和8年7月



トキョーの、
ちょっと東。すぐ今。
江東区

区行動計画とは何ですか？

区行動計画は、次の感染症危機に備え、平時からの取組や感染症発生時の対策の選択肢について、幅広く示すものです。

区行動計画を基に平時から備えの充実を図るとともに、有事に際しては新型インフルエンザ等対策特別措置法により政府が策定した「基本的対処方針」に基づき、感染症の特性や科学的知見に応じて対策を行います。

区行動計画の目的は何ですか？

- 新型インフルエンザ等の感染拡大を抑えて、区民の生命・健康を守ります
- 区民の生活・経済に及ぼす影響を最小にします

適切な医療の提供等と併せて、必要に応じて感染拡大防止策を講じます

感染拡大のスピードやピークを抑制します

治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲に収めることにつなげます

区行動計画はなぜ改定するのですか？

① 国や都との連携・役割分担の強化

国や東京都は、新型コロナの経験を踏まえ、2024～2025年に計画を全面改定しました。区行動計画は、国や都と連携して対策を行う必要があり、整合性を図るため改定します。

② 新型コロナ対策の知見・経験の反映

現在の計画は2014年に作られたもので、新型コロナが流行する前の内容でした。新型コロナ対応では、マスクなどの医療物資や検査・病床のひっ迫、感染者への差別などの問題が浮き彫りとなりました。こうした経験や知見を活かすため、内容を全面的に見直します。

③ 幅広い感染症危機に対応できる社会の実現

現在の計画は、新型コロナのように病原体の変異や対策の長期化を十分に想定していませんでした。

計画の想定外の事態として区民の生命及び健康のみならず、経済や社会生活を始め、区民生活の安定に大きな脅威をもたらしたことから、幅広い感染症危機に対応できる社会を目指し、計画を改定します。

改定後はどんな点が変わるのですか？

① 誰が何を行うか役割分担を明記

現在の計画は、誰が、どのように行うかなどの点について抽象的に記載していましたが、国は基本的対処方針の決定、都は特措法に基づく措置の実施主体として、平時から医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養など計画的に準備を行い、区は、区民に対するワクチン接種、生活支援、要配慮者への支援を行い、医療機関は、都との医療措置協定により、医療を提供することが明記されました。

② 平時からの備えの充実

現在の計画は、「発生した時にどうするか」が主体でしたが、感染症危機への対応には、平時からの体制づくりが重要であり、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立するとともに、区と区民、都、医療機関、事業者等との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進が記載されました。

③ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

現在の計画は、対策が長期化することを想定しておらず、コロナ禍では対応が時に硬直化し、対応の切替えが必ずしも円滑に行えなかったことから、状況の変化に応じて、感染拡大と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的な対策の切替えを行うことが盛り込まれました。

④ 基本的人権の尊重とリスクコミュニケーションの導入

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、区民の自由と権利に制限を加える場合、制限は対策を実施するための最小限のものとすることが明記されました。また、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うことや、偏見・差別、偽・誤情報への対応も記載されました。

⑤ 幅広い感染症への対応

現在計画は、強毒性の新型インフルエンザをメインとしたシナリオのみでしたが過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が生じ、幅広く対応できるシナリオを想定しました。

⑥ 発生段階の考え方及び対策項目の拡充

現在計画における6期の発生段階から、3期（準備期、初期期、対応期）に分けて記載するとともに、対策項目も従前の7項目から13項目に拡充し、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢として内容の精緻化を図りました。

⑦ 計画の実効性確保

計画の実施状況を適宜フォローアップするとともに、政府行動計画や都行動計画に合わせ、必要な見直しを行うことが記載されました。

目的

- 新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護
- 区民生活及び区民経済に及ぼす影響の最小化

素案の柱

平時の備え

- 人材育成、定期的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- 区と区民、国や都、医療機関、事業者との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組みの推進
- 感染症法等に基づき、関係機関と連携して、感染症発生時の医療・検査を迅速に行う体制の確保

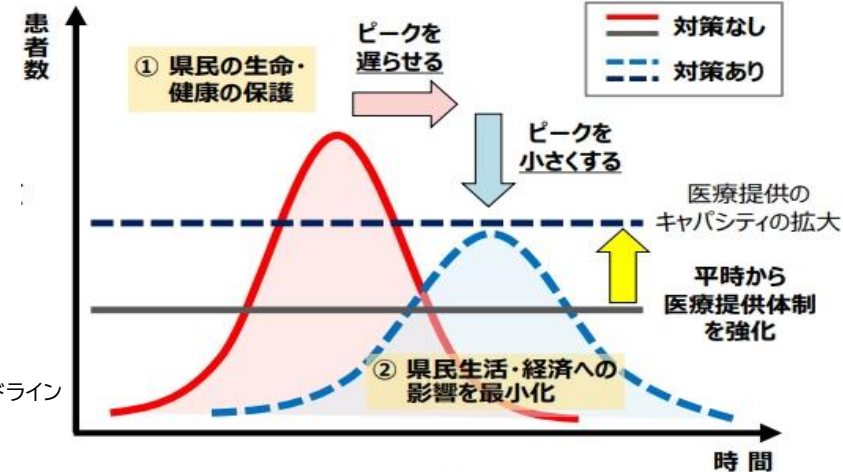
有事の迅速な初動対応

- 国や都等と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、関係機関と共有
- あらかじめ定めた手順により直ちに区一体となった初動体制を立ち上げ、区民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応の実施

区民生活・経済を守る バランスのとれた 対策の実施

- 急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組みを適切に実施
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

【新型インフルエンザ等対策のイメージ】



右図は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止に関するガイドライン)より出典

構成

➤ 行動計画は**3部構成** 全**153**ページ

第1部
基本的な考え方

- 第1章 計画の基本的な考え方
- 第2章 対策の目的等
- 第3章 発生段階等の考え方
- 第4章 対策項目

第2部
各対策項目の考え方及び取組

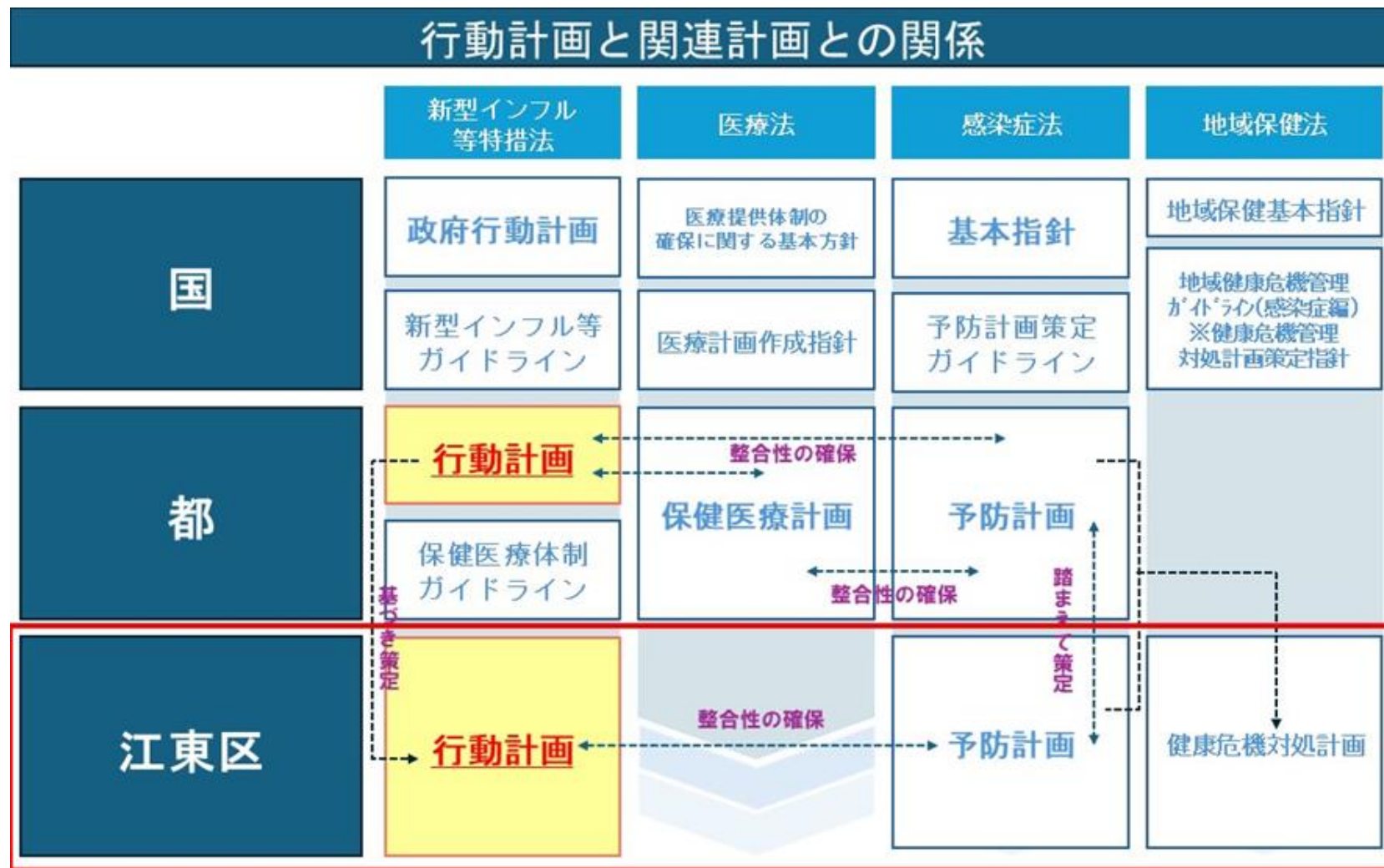
- 第1章 実施体制
- 第2章 情報収集・分析
- 第3章 サーベイランス
- 第4章 情報提供・共有、リスク・コミュニケーション
- 第5章 水際対策
- 第6章 まん延防止
- 第7章 ワクチン
- 第8章 医療
- 第9章 治療薬・治療法
- 第10章 検査
- 第11章 保健
- 第12章 物資
- 第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保

第3部
区政機能を維持するための区の危機管理体制

- 第1章 区における危機管理体制
- 第2章 区政機能の維持

第1部 基本的な考え方

- 区行動計画は、感染症法に基づく予防計画と整合性の確保を図っている。



都行動計画掲載の図をもとに作成

第1部 基本的な考え方

対象の感染症

- **新型インフルエンザ等感染症**
- **指定感染症**(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- **新感染症**(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

対策実施上の留意点

- ① 平時の備えの整理や拡充
- ② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- ③ 基本的人権の尊重
- ④ 危機管理としての新型インフルエンザ等対策特別措置法の性格
- ⑤ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑥ 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応
- ⑦ 感染症危機下の災害対応
- ⑧ 記録の作成や保存

発生段階

➤ 政府行動計画を踏まえ、以下に再分類した

予防の準備等の事前準備の部分	準備期
発生後の対応のための部分	初動期
	対応期

⇒新型コロナ対策での踏まえ、**準備期**の取組みを充実して記載

※発生段階の詳細は次ページ参照

実施項目

➤ 現行7項目⇒**13項目**に拡充
※赤字部分が追加

①実施体制	⑧医療
②情報収集・ 分析	⑨ 治療薬・治療法
③サーベイランス	⑩ 検査
④情報提供・共有、 リスク・コミュニケーション	⑪ 保健
⑤ 水際対策	⑫ 物資
⑥まん延防止	⑬区民生活及び 区民経済の安定の確保
⑦ ワクチン	

第1部 基本的な考え方

発生段階の詳細

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、区民に対する啓発や区・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、区内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザ薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の異変により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

第1部 基本的な考え方

対策推進のための役割分担

国	■ 国際的な連携の確保、都道府県や区市町村、指定（地方）公共機関の対策を支援 ■ ワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保に向けた対策を推進 ■ 政府行動計画に基づき、対策の着実な実施 ■ 定期的な訓練等により、対策の点検及び改善に努める ■ 発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進 ■ 国民等に対し、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有
都	■ 感染症法及び特措法に基づく措置の実施主体 ■ 基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する判断と対応の実施 ■ 平時から、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養などの対応能力について計画的に準備 ■ 有事の際は、迅速に体制を移行し対策を実施
区	■ 住民に最も近い行政単位として、区民に対するワクチンの接種や生活支援、要配慮者への支援について、基本的対処方針に基づき、対策を実施 ■ 都や近隣の区市町と緊密に連携
医療機関	■ 地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結 ■ 院内感染対策の研修、訓練、個人防護具等の確保等を推進 ■ 医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて医療の提供を実施
事業者等	■ 特措法に基づき、その業務について対策を実施する責務 ■ 相互に連携協力 ■ 職場における感染対策の実施
区民	■ 新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など、対策に関する知識を得る ■ こまめな手洗いや換気、咳エチケットなどの基本的な感染対策に努める ■ マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄に努める

第2部 各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制

ポイント

- ◆ 有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、人員の調整、縮小可能な業務の整理、訓練等を実施
- ◆ 有事においては、準備期における検討等に基づき、区及び関係機関における実施体制を強化、迅速に対策を実施、感染症危機の状況や区民生活・区民経済の状況などに応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直しを実施

準備期	初動期	対応期
○実践的な訓練の実施 - 区は、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施 ○体制整備・強化 - 専門人材、職員等のキャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進 - 医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化 ○関係機関の連携の強化 国、都などと連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施 - 東京都感染症対策連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の対応方法等について協議	○疑いを把握した場合の措置 - 国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を都と共有 - 必要に応じて、速やかに江東区危機管理対策本部会議を開催し、情報の収集・共有・分析や危機に対処するための対応策を検討 ○発生が確認された場合の措置 - 厚生労働省や統括庁、都から情報を入手した場合には、直ちに区長に報告、総務部と健康部で情報共有 ○区対策本部の設置・開催等 - 特措法に基づき、政府対策本部や都対策本部が設置された場合には、速やかに区対策本部を設置・開催 - 事態及び区対策本部設置等について、区民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供 - 各部は、具体の対応を柔軟かつ的確に実施	○対策の実施体制 - 国が定める基本的対処方針及びJIHS(国立健康危機管理研究機構)から提供される感染症の特徴に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施 - 都や東京都健康安全研究センターとも連携し、区内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備 ○都の総合調整実施への要請 - 特措法や感染症法に基づき、必要な総合調整の実施を都に要請 ○特措法によらない時期の体制 - 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく区対策本部を廃止

第2部 各対策項目の考え方及び取組

② 情報収集・分析

ポイント

- ◆ 平時から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備し、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段を確保
- ◆ 有事の際は、発生した感染症の特徴や病原体の性状等の情報収集・分析を迅速に行い、感染拡大防止と区民生活・経済との両立も見据えた感染症対策を実施

準 備 期	初 動 期	対 応 期
○実施体制の構築 ・ 区内外の情報を収集・分析する体制を整備 ・ 区内外の関係機関や専門家等とのネットワークを形成し、連携体制を強化 ・ 収集すべき情報の整理や分析方法の研究等、社会影響等も踏まえた準備 ○平時の情報収集・分析 ・ 感染症対策における意思決定及び実務上の判断を行うため、効率的に区内外の情報収集・分析を実施 ・ 情報収集・分析に当たり、区内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用 ※情報収集・分析の対象は以下のとおり ・ 国内外の感染症の発生状況や対応状況 ・ 感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等) ・ 臨床像に関する情報 ・ 医療提供体制や人流、区民生活及び区民経済に関する情報 ・ 社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報等	○実施体制(有事体制への移行) ・ 感染症に関する国等からの情報収集・分析を実施 ・ 区内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、都と共有 ・ 地域の感染情報の収集・分析や、医療機関等との連絡調整等、事前対応型の取組を推進 ○情報収集・分析等 ・ 国等のリスク評価を踏まえ、速やかに有事の体制への移行を判断し、準備・実施 ・ 区民生活・経済や社会的影響に関する情報収集・分析を実施 ・ 準備期に構築したネットワークを活用した情報収集・分析を継続するとともに、区民等に分かりやすく提供・共有	○実施体制(対応の強化) ・ 関係機関から、区内外の発生状況等の情報を速やかに収集・分析し、都と共有 ○リスク評価に基づく感染症対策の実施等 ・ 区民生活及び区民経済等に及ぼす影響の把握及び必要な情報の収集 ・ 国の方針等を踏まえ、区内の実情に応じた積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目の見直し ・ 流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替え ○情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 ・ 国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、区民等に迅速に提供・共有

第2部 各対策項目の考え方及び取組

③ サーベイランス

ポイント

- ◆ 関係機関との連携強化を含むサーベイランス体制を構築するとともに、平時から感染症サーベイランスを実施
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、柔軟かつ機動的に感染症対策を切替え

準 備 期	初 動 期	対 応 期
○実施体制の構築 ・感染症サーベイランスシステム及び感染症健康危機管理情報ネットワークシステム等を活用し、関係機関の情報連携体制を構築 ・海外からの航空機等から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者発生の連絡を受けた場合は、検疫所が行う疫学調査等に連携・協力 ○平時からの感染症サーベイランス ・平時から季節性インフルエンザ等の患者・入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握 ・国等と連携し、訓練等を通じて感染症サーベイランスシステムを利用した疑似症サーベイランス等による新型インフルエンザの早期探知の運用を習熟 ○ODXの推進 ・医療機関の電磁的方法による発生届の提出を促進	○有事体制への移行 ・準備期から実施している感染症サーベイランスを継続 ・国の症例定義に基づく疑似症サーベイランスを開始 ・入院サーベイランス及び病原体ゲノムサーベイランス等、有事の感染症サーベイランスを開始 ・東京都健康安全研究センターで亜型等の同定を行い、JIHSへ報告 ○リスク評価に基づく感染症対策 ・都と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施 ○区民等への情報提供・共有 ・都と連携し、区内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、新型インフルエンザ等の発生状況等や感染症対策に関する情報を、区民等へ迅速に提供・共有	○有事の感染症サーベイランスの実施 ・国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、独自に判断して感染症サーベイランス等を実施 ○リスク評価に基づく感染症対策 ・都と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施 ・流行状況やリスク評価に基づき、都の方針や専門家の意見も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を切替え ○区民等への情報提供・共有 ・国が公表した感染症サーベイランスの分析結果等に基づく正確な情報を、区民等へわかりやすく提供・共有する。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

④ 情報提供・共有、リスク・コミュニケーション

ポイント

- ◆ 平時から様々な場面において感染症に関する基本的な知識の普及啓発や適時適切な感染症対策等に係る情報提供・共有に取り組むことで、区民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上
- ◆ 有事には、最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有

準備期	初動期	対応期
○新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有 - 区による情報提供・共有が有用な情報源として、区民等による認知度・信頼度が向上するよう努める - 偽・誤情報の流布、インフォデミックの問題が生じないよう、各種媒体を活用して偽・誤情報に関して啓発 ○新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有の体制整備 - 高齢者、こども、外国人など、様々な人に適切な配慮をし、情報提供・共有する媒体や方法を整理 - 区として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備 - 双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に実施できるよう、必要な体制を整備	○迅速かつ一体的な情報提供・共有 - 報道発表、記者会見、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により、迅速かつ積極的に情報提供を実施 - 感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、区民等の行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出 ○双方向のコミュニケーションの実施 - 情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める ○偏見・差別等や偽・誤情報への対応 - 偏見・差別等は許されるものではないこと等について区民及び事業者理解を求める - 偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、適切に対応	○リスク評価に基づく方針の決定・見直し - 区民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、感染症対策の根拠を丁寧に説明 - 区民等に不要不急の外出等の自粛を求める際には、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明 - 病原体の性状等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、感染拡大防止措置を見直す場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明 - 特に影響が大きい年齢層に対し、重点的に可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを実施

第2部 各対策項目の考え方及び取組

⑤ 水際対策

ポイント

- ◆ 平時から、水際対策に係る国の体制整備へ協力するとともに、国による研修・訓練等への参加を通じて、国及び関係機関との連携体制を構築
- ◆ 有事の際は、国の実施する水際対策に連携・協力し、健康監視等を実施

準備期	初動期	対応期
○実施に関する体制の整備 - 検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との情報伝達ルートを確認し、連携体制を構築 - 検疫所における隔離・停留のための医療機関、宿泊施設等の利用調整、健康監視業務の代行要請等、連携の在り方について、都感染症対策連携協議会の場等で協議・検討 ○国及び関係機関との連携 - 国が実施する研修・訓練への参加等を通じた国及び関係機関との連携	○国及び関係機関との連携 - 国や都と連携して健康監視対象者の情報を入手し、東京都健康安全研究センターと情報共有するなど、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築 ○検疫強化への協力 - 都と連携し、居宅等待機者に対する健康監視を実施 - 検疫所が実施する疫学調査や隔離・停留等に連携・協力して対応	○国及び関係機関と連携 - 初動期の対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、区内外の感染状況、区内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえながら、国の水際対策に協力 - 国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有

第2部 各対策項目の考え方及び取組

⑥ まん延防止

ポイント

- ◆ 平時から、まん延防止対策の必要性について区民や事業者等の理解を促進
- ◆ 有事には、区民生活及び区民経済への影響も十分考慮した上で、まん延防止対策を講じ、医療のひっ迫を回避し、区民の生命及び健康を保護
- ◆ 緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、区民生活及び区民経済への影響を軽減

準備期～初動期

対応期

<準備期>

○区民等の理解促進等

- ・感染症対策の内容・意義について周知広報
- ・区民一人一人の協力が重要であることや、実践的な訓練等の必要性について理解を促進
- ・休業要請や不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等について、個人や事業者におけるまん延防止対策について理解を促進

<初動期>

○区内でのまん延防止対策の準備

- ・感染症法に基づく患者対応(入院勧告・措置)や濃厚接触者の対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進める
- ・JIHSからまん延防止対策に資する情報提供を受け、リスク評価を実施

○まん延防止対策の実施

- ・患者や濃厚接触者:感染症法に基づく措置(入院勧告・措置等)や病原体の性状に応じた対策
- ・住民:基本的な感染対策の勧奨、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高い場所への外出自粛等
- ・学校等:感染対策の徹底の要請、区立学校の臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)等の措置、事業者等に対する臨時休業等の措置を都に要請

【封じ込めを念頭に対応する時期】

- ・医療資源に限界があることや効果的な治療法・ワクチンが存在しないこと等を踏まえ、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を都に要請するかの検討を踏まえ封じ込めを念頭に強度の高い対策を実施

【病原体の性状等に応じ対応する時期】

- ・病原性・感染性等に基づくリスクに応じて、対策の強度を適切に選択し、医療のひっ迫を回避
 - ・医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を都に対して要請
 - ・子どもや若者、高齢者等、特定グループのリスクが高い場合はそのグループへの重点的な対策を検討
- 【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期～特措法によらない基本的な感染症対策への移行期】
- ・これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

⑦ ワクチン

ポイント

- ◆ 平時からワクチンを迅速に供給し円滑な接種ができるよう、必要な資材の確保方法の確認等、着実に準備を進める。
 - ◆ 有事の際は、国からの要請に応じて接種を行うとともに、感染状況により接種体制を拡充
- ※本章における「住民接種」とは、予防接種法第6条第3項に基づき都道府県知事または市町村長が行う臨時の予防接種を指す。

準 備 期	初 動 期	対 応 期
○ワクチンの供給体制の確保 ・ 配送事業者を随時把握するとともに、医療機関との密な連携で在庫状況等を迅速に把握する体制を整備 ○接種体制の構築 ・ 接種会場や医療従事者の確保等についての整理、接種会場等の検討、訓練等の実施 ①特定接種 ・ 区職員については、区が実施主体として接種体制を構築(登録事業者等への接種体制構築は国が実施) ②住民接種 ・ 具体的な実施方法等について関係機関と協力し準備 ・ 国が構築するシステムの活用等について検討 ○情報提供・共有 ・ 国が情報提供・共有するワクチンの役割や有効性及び安全性、接種体制等についてHPやSNS等を通じた情報提供・共有により区民等の理解を促進	○接種体制の構築(準備期に計画した体制の活用) ・ 特定接種・住民接種に用いるワクチンの円滑な流通に向けた体制構築の手順の確認 ・ 国からの実施方針やワクチン供給量、予算措置等に関する情報に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施 ・ 地域の関係者と協力し、接種会場や接種に携わる医療従事者等を確保するなど、接種体制を構築 ・ 医療関係者への協力要請・指示や、医療従事者不足の際には、歯科医師や診療放射線技師等への接種の要請の検討等、接種人材の確保を検討するよう都に働きかけ	○ワクチンや接種に必要な資材の供給 ・ 国からの供給状況に応じて、区内でのワクチンの割り当て量を調整 ・ ワクチンを接種会場等に円滑に流通させる体制構築を支援 ・ 供給不足が見込まれる場合、都と協力し、十分な供給量を確保できるよう国に要請 ○接種体制／接種の実施 ①特定接種 ・ 国の実施決定に基づき、集団接種を実施 ②住民接種 ・ 国からの要請に応じ区民が速やかに接種を受けられるよう体制を構築 ・ 関係団体等と連携し、医療従事者の確保に向けた対策を実施し、接種体制を強化 ・ 感染状況に応じ接種体制を拡充 ○区民等への情報提供・共有 ・ ワクチンの有効性・安全性の情報や、接種後の副反応疑い報告、健康被害救済申請の方法等、国からの情報等を区民等へ周知・共有

第2部 各対策項目の考え方及び取組

⑧ 医療

ポイント

- ◆ 感染症危機において、患者を適切な治療先・療養先につなげる体制を整備するとともに、平時から都と連携し感染症医療及び通常医療の提供体制を迅速に確保
- ◆ 感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、区民の生命及び健康を保持

準備期	初動期	対応期
○予防計画・医療計画に基づく医療提供体制整備 - 発生国の帰国者等からの相談を受け、感染症指定医療機関等を案内する相談センターを整備 - 民間宿泊事業者等に協力・依頼し、宿泊療養施設の確保に努める ○研修や訓練による人材の育成等 - 研修や訓練の実施により、医療人材や感染症に関する専門人材の育成を支援	○感染症に関する知見の共有等 - 国やJIHSから提供された診断・治療に関する情報等を医療機関や高齢者施設等に周知 ○医療提供体制の確保等 - 発生公表前から、感染症指定医療機関における医療提供体制を確保 - 関係機関と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において都感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から自宅療養や入退院までの体制を迅速に整備 ○相談センターの整備 - 発生国の帰国者等からの相談を受け、必要に応じ、感染症指定医療機関等を案内する相談センターを速やかに整備	○都による総合調整・指示に基づく区の対応 - 医療提供の状況等を踏まえ、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等を調整 ○医療提供体制の確保等 - 発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請 ○時期に応じた医療提供体制の構築 〈流行初期〉 - 新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送 - 病床がひっ迫するおそれがある場合には、重症度や基礎疾患の有無等を考慮し、入院対象患者の範囲や優先度を明確にしながら、入院調整を都に依頼 〈流行初期以降〉 - 相談センターの強化の取組を継続

第2部 各対策項目の考え方及び取組

⑨ 治療薬・治療法

ポイント

- ◆ 国やJIHSと緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生時には、流行状況の早期収束を目的として迅速に有効な治療薬を確保

準 備 期	初 動 期	対 応 期
○基礎研究、臨床研究等の人材育成への支援 ・国や都等が実施する研究機関の支援に協力 ・研究開発を通じて育成した人材を、キャリア形成の支援を通じて活用 ○情報提供・共有体制の整備 ・新型インフルエンザ等の発生時に、国及びJIHSが示す情報等に基づき感染症指定医療機関や協定締結医療機関等をはじめ当該感染症の患者の診療を行う医療機関等が、有効な治療薬・治療法に関する情報を早期に入手し、また、活用できるよう、平時から都や医療機関等と感染状況に応じた情報提供体制や実施のための手順等を確認	○区民・医療機関等への情報提供・共有 ・都と連携し、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、区民等に対して迅速に提供・共有 ○抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合） ・国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送 ・国の通知を踏まえ、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請	○総合的にリスクが高いと判断される場合 ・ハイリスクケースに早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な治療薬の確保等に可能な限り協力 ○治療薬・治療法の活用 ・必要に応じ、増産された治療薬を確保 ・治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合、都と連携し、必要な患者に対して適時に公平な配分を実施

第2部 各対策項目の考え方及び取組

⑩ 検査

ポイント

- ◆ 平時から、新型インフルエンザ等の発生時にに向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を推進
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生当初から迅速な検査方法の確立と検査体制の整備を実施
- ◆ 病原体の性状や検査の特性等を踏まえ、国による検査実施の方針を踏まえて、区の検査体制を見直し

準備期	初動期	対応期
○検査体制の整備 ・PCR検査の業務委託化の検討 ・有事における検体搬送体制の整備 ○訓練等による検査体制の維持及び強化 ・訓練や研修の機会を通じた、東京都健康安全研究センターや民間検査機関等の検査実施能力、検体搬送体制の確認 ・東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等において、平時からの検査試薬等の備蓄や、検査機器の稼働状況の確認や検体の搬送を含む訓練を実施 ○研究開発に関する関係機関等との連携 ・国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、区内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力 ○有事の検査実施方針の基本的考え方の整理 ・国の方針を踏まえ、検査方法や対象者等の検査実施の方針を整理	○検査体制の整備(準備期に計画した体制の活用) ・国から提供される海外における情報や他の感染症の検査需要等を踏まえ、速やかに検査体制を拡充 ○汎用性の高い検査手法の確立と普及 ・国から提供を受けた検査試薬等を踏まえ、速やかに区における検査体制を整備 ○検査体制の立ち上げと維持 ・新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を踏まえて検査体制を構築	○検査体制の拡充等 ・区内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築 ○研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及 ・国及びJIHSにおいて、新たに、より安全性が高い検査方法や検体採取方法が開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及に協力 ○リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し ・国から提供される検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報について、区民及び関係機関等に分かりやすく提供・共有

第2部 各対策項目の考え方及び取組

⑪ 保健

ポイント

- ◆ 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、区民の生命及び健康を保護
- ◆ 区民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要
- ◆ 平時から都感染症対策連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要

準備期	初動期	対応期
○人材の確保 ・感染症有事体制を構成する人員のリスト及び有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備 ○業務継続計画を含む体制の整備 ・予防計画に定める保健所有事体制を毎年度確認 ・保健所業務に関する業務継続計画を策定 ○研修・訓練を通じた人材育成・連携体制の構築 ・地域の感染症対策に係る人材への研修・訓練を実施 ○多様な関係機関との連携体制の構築 ・都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から東京都健康安全研究センター等と意見交換や研修・訓練、必要な調整等を通じ、連携を強化 ○情報提供・共有、リスクコミュニケーション ・区民への情報提供・共有方法や相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討し、平時から、有事にも速やかに感染症情報を区民に提供するための体制を構築	○有事体制への移行準備 ・予防計画に基づく有事の保健所人員体制を整備 ・健康危機対処計画に基づき、都や区の関係部署と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備等、感染症有事体制への移行準備を実施 ○区民への情報発信・共有の開始 ・発生国の帰国者等からの相談を受け、感染症指定医療機関等を案内する相談センターを速やかに整備し、周知 ○新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に区内で感染が疑われる者等が確認された場合の対応 ・感染が疑われる者等が発生したことを把握した場合、積極的疫学調査を実施 ・感染が疑われる者に対して、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院への協力を依頼	○有事体制への移行 ・保健所等の感染症有事体制を確立 ○主な対応業務の実施 ・予防計画及び健康危機対処計画に基づき整備・整理した組織・業務体制等に基づき、感染症対策業務を円滑に実施 ○感染状況に応じた取組 <流行初期> ・有事体制への速やかな移行や検査体制の拡充に加え、職員の応援体制の構築やICTツールの活用、外部委託等を通じた業務効率化を推進 <流行初期以降> ・感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、体制や対応の見直しを適宜実施 <基本的な感染対策への移行期> ・地域の実情も踏まえ、保健所等の有事の体制を縮小するとともに、区民に対する情報提供・共有を実施

第2部 各対策項目の考え方及び取組

⑫ 物資

ポイント

- ◆ 感染症対策物資等が医療機関等で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策を実施
- ◆ 感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備
- ◆ 不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等を行政備蓄から供出することを検討

準備期

○感染症対策物資等の備蓄

- ・行動計画に基づく、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄及び定期的な備蓄状況の確認
- ・区における个人防护具の備蓄(行政備蓄)を推進

○医療機関等の感染症対策物資等の備蓄等

- ・協定締結医療機関における个人防护具の備蓄等の推進及び定期的な備蓄・配置状況の確認

初動期～対応期

<初動期～対応期>

○円滑な供給に向けた準備

- ・医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や都、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める
- ・个人防护具について、協定締結医療機関が調達困難等の理由により不足するおそれのある場合等には、必要な个人防护具の行政備蓄からの供出準備を実施

<対応期>

○備蓄物資等の供給に関する相互協力

- ・新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認

○備蓄物資等の供給に関する相互協力

- ・必要な物資及び資材が不足する場合、関係部局や関係機関等との間で、物資等の供給に関し互いに融通する等、相互に協力するよう調整に努める

第2部 各対策項目の考え方及び取組

⑬ 区民生活及び区民経済の安定の確保

ポイント

- ◆ 平時から、事業者や区民等に必要な準備を行うことを勧奨し、区民生活及び区民経済の安定を確保するための体制、環境を整備
- ◆ 有事には、区民生活及び区民経済の安定の確保に必要な対応をするとともに、支援について公平性に留意した上で効果的に実施

準備期

○情報共有体制の整備

- ・ 所管する業界団体等の関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備

○支援実施に係る仕組みの整備

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備

○事業継続に向けた準備

- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザ等発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用やテレワーク等の人と人の接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、対応準備を検討するよう勧奨
- ・ 分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッドな学習形態等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制を整備

初動期

○事業継続に向けた準備等

- ・ 必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、オンラインも組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤等の感染拡大防止に必要な対策等の準備を要請

○区民生活への配慮

- ・ 区立・区営施設での感染防止対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び都が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討
- ・ 高齢者や障害者等の要配慮者への支援の準備を依頼
- ・ ごみ処理等について、感染拡大に備えた準備を依頼

○生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け

- ・ 区民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛け
- ・ 事業者に対し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみ防止を要請

対応期

○区民生活の安定の確保を対象とした対応

- ・ まん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を実施
- ・ 学校の使用の制限や臨時休業の要請等がなされた場合、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を実施
- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ確かな情報共有に努め、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口を充実

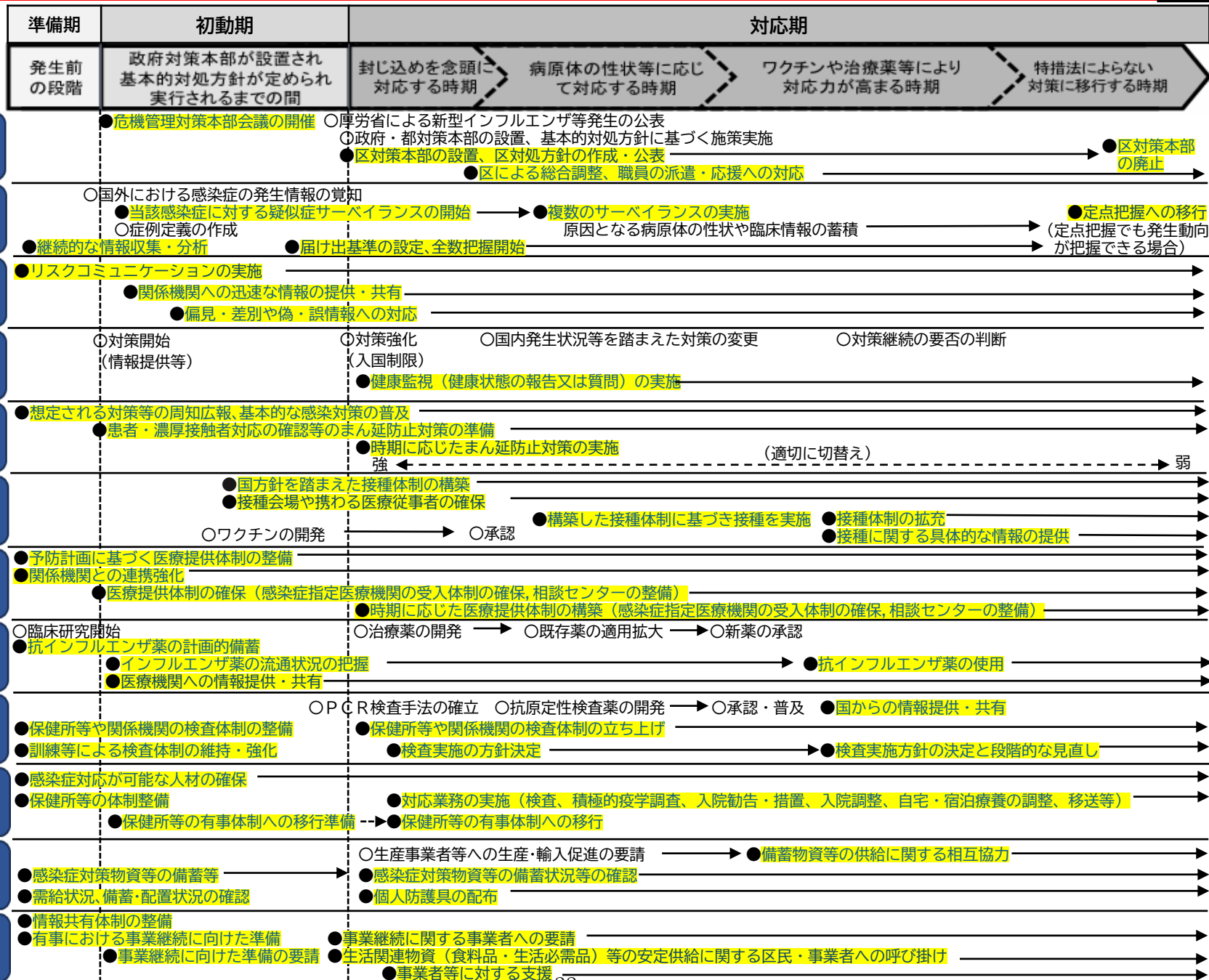
○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- ・ まん延の防止に関する措置による事業者の経営及び区民生活への影響を緩和し、区民生活及び区民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置について、公平性にも留意し、効果的に実施

江東区新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案) 概要

21

○：国・都の対応
●：区への対応
準備期は
国・都等との連携
DX推進、人材育成
実践的な訓練を実施

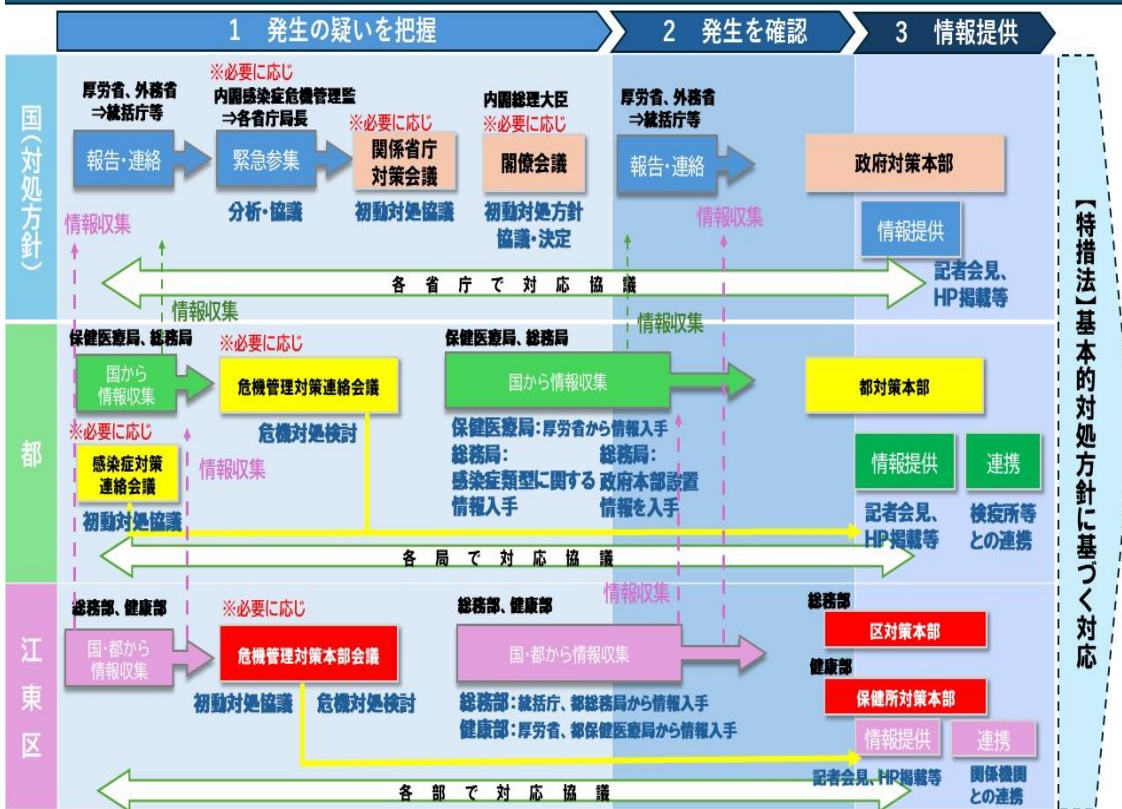


第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

区の初動対応

- 区民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、政府対策本部が「基本的対処方針」に基づく具体的な政策を決定するまでの間も、国や都等と連携し速やかな情報収集・分析を行い、事態を的確に把握する。

新型インフルエンザ発生時における初動対応について



区対策本部

- 特措法により、政府及び都対策本部が設置されたときは、速やかに区対策本部の設置を検討する。
- 緊急事態宣言がされない場合も、必要に応じて、「江東区危機管理対策本部会議」を開催し、関係部局と情報共有を図り、必要な対策の実施を要請する。

区政機能の維持

- 新型インフルエンザ等発生時における、職員の欠勤率は「4割」と想定。(=都行動計画と同様)
- 区における業務区分は下記表のとおり。
- 区民生活に必要な業務を継続するため、職場内での感染症拡大防止の徹底、服務規程の順守、テレワークの推進等を推進する。

業務区分	対象となる業務
継続する業務	区民生活維持に不可欠な業務 等
取り扱い方法を変えて行う業務	平常時と対応を変更し継続する業務
中止・中断する業務	緊急性のない業務 等
新たに発生する業務	感染拡大防止のための業務 等
閉鎖する施設	区の管理施設で開放しておくことで感染拡大のおそれのある施設